

〔喫茶指掌編三〕道安利休を招時は、露地の陰に人を置て、訛判もあらばと伺しける。或時利休踏地にて相伴の人に咄して、此石の内に一分程高き石あれども、道安氣の付ぬにやと笑けるを、早斯と告ければ、我も日頃左はおもひつれど、執紛て直さすと云て、中起前に直させて、左あらぬ體にて有しを、利休中起の時相見て立留り、此石は早直したるやらん、よく居りしと云り、

〔槐記〕享保十一年正月十一日、參候當世ニ露地ノ石ヲ高クスユルコトハ、意得チガヒ也ト、毎度中井定覺ガハナセシガ、尤ナルコト也、妙喜菴ノ石ノ高サ二寸バカリアリトテ、此ヲ法トスルハ違也、妙喜菴ニハ、本ハ小石ヲ敷タル庭ニテ、定覺ナド若キ時マデ覺エタリ、ソレヲ近年トリタル跡ノ石ノ高サ也、常式タルベカラズト云、イカサマ左モアルベシト仰○近衛セラル家照

〔茶道要録上〕廬地之制大概之事

一四目牆之事、猿戸ノ所必ズ四目垣ニスベシ、高サ四尺一程、横四本、上下ヲ六寸ヅ、置テ割合ニスル也、柱付ハ穴ヲ横竹ノ入程穿テ、其内ニテ釘ヲ以テ留ル、竹ハ各切綴也、枝付又ハ細木ヲモ結添ベシ、是侘タル一體ナリ、

〔茶傳集十三〕利休垣の事

一藻刈竹と細キ丸太ト取交、間四寸計に横縁ヲ狭ミ内外に立候、横縁四通り也、横縁ノ一ト三ト外ハ當、二ト四ト内ハ當る、二本ヅ、挾テ、横縁當候方ハ、藤繩にて結び申候繩ノ節も指三ツ伏程殘して切、兩面也、高サセイ丈ハ高キハ見ニクシ、

〔茶話指月集上〕一休柴垣など結するに、藤繩ばかりは悪し、繩ませてゆへといふ、竹籬はうへの長短を揃へず、

〔茶道筌蹄一〕庭之部

萱門 利休形萱ヅキ屋根、裏よしす、檜の堀込、柱戸より上に松の皮付、三本入る、下ケヅリ木の